

経営の支え新時代へ

収入保険と農業共済で支援します。



NOSAI  
のあらまし



# NOSAIが築く安心の未来

農業共済団体は、これまで70年以上にわたり農業共済事業を適正に実施し、幾多の自然災害に対して共済金の早期支払い、また、地域の実情に合わせた様々な損害防止活動を展開し、農業経営と地域経済の安定に大きな役割を果たしてきました。

農業共済はこれまで、国の災害に対する基幹的なセーフティネットとして特に、過去に経験したことのない大災害が頻発する近年において、その役割はますます重要となっています。

平成31年1月からは、自然災害に加え、価格低下をはじめとする様々なリスクを総合的に補償する収入保険の保険期間が始まりました。農業共済および収入保険の両方を担う農業共済団体は、「安心の未来」拡充運動を展開し、両制度の適正な実施を通じて、セーフティネットとしての機能を十分に果たすべく、関係機関と連携を深め、個別推進等による加入推進に努めています。

## 農業保険法 第1条

この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他不慮の事故によって農業者が受けことのある損失を補てんする共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けことのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資することを目的とする。

**NOSAI  
の理念**

農業は 緑 土 水 を守り  
豊かな食料を供給する産業です  
わたくしたちNOSAIは  
みずからの知と技を磨き  
信頼の絆によって損害の防止と補てんに努め  
日本農業の発展と  
うるおいのある社会づくりに貢献します



## ■ 農業保険事業の種類

### 農業共済事業

#### 制度共済

■農作物共済(水稻、麦)  
一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式、品質方式、災害収入共済方式

■家畜共済(牛、馬、豚)  
死亡廃用共済、疾病傷害共済

#### ■果樹共済

収穫共済(うんしゅうみかん、いよかん、指定かんきつ、ぶどう、なし、もも、かき、くり、キウイフルーツ)  
樹園地方式、半相殺方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式  
樹体共済(キウイフルーツ)

#### ■畠作物共済(大豆、茶)

一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式

■園芸施設共済(特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用)

#### 任意共済

■建物共済(建物およびその建物に収容されている家具類、農機具など)  
火災共済、総合共済

■農機具共済(トラクタ、コンバイン、田植機などの農機具)  
損害共済、更新共済

### 収入保険事業 (農業者が自ら生産した農畜産物)

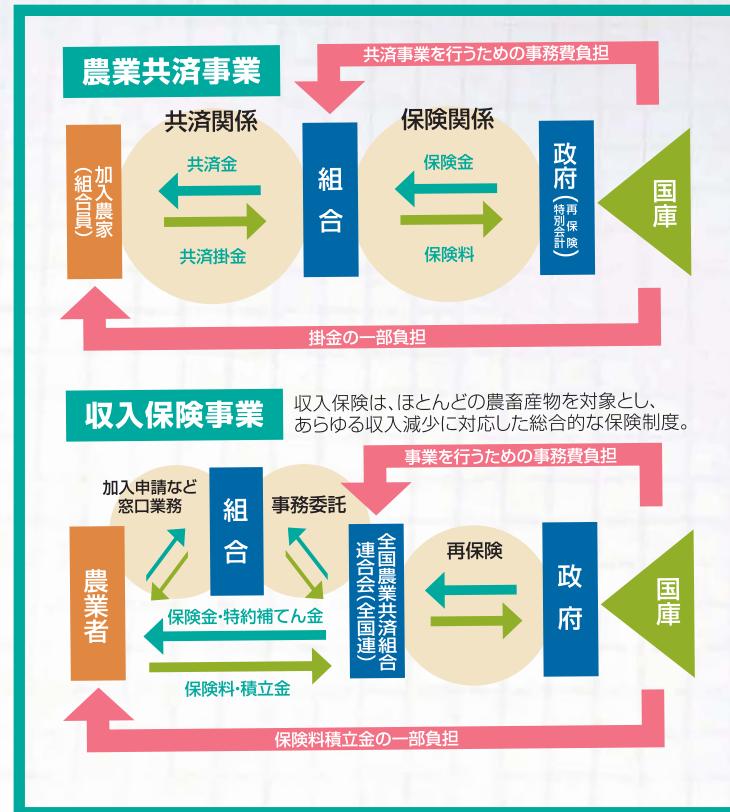
### 損害防止事業

組合では、農作物、家畜、果樹等の損害を未然に防止するために、損害防止活動に努めています。  
また、組合では家畜診療所を設置して、家畜の診療や事故防止のための業務も行っています。

# 農業保険制度は農業経営の安定を図ります。

- 農業共済は、災害時の損失を補てんすることで、安定的に継続した農業経営を支援する役割を果たしています。
- 収入保険は、農業経営の様々なリスクを総合的に補償します。
- 農業保険は、組合と国が責任を持ち合い運営している、農家のための公的保険制度です。

## 農業保険制度



## 組合の組織は

### 農業共済組合は

国の農業災害対策の重要な柱である「農業保険制度」の実施主体として公共的な性格を有し、その使命を果たすための社会的責任を負っています。そのため、法令等遵守については民間組織以上に徹底することに取り組んでいます。

組合員全員の会合を総会といいます。しかし組合員は多数であり、総会を開催することは困難ですので、総会に代わる総代会が開催されます。

組合員  
(農家)  
意思決定  
総代  
(総代会)

執行  
組合長  
(理事会)

監査  
監事  
(監事會)

部会

協力機関  
共済部長

損害評価機関  
損害評価員

### 「総代」は、

組合員から選ばれます。総代は組合の意思を決定する機関です。ここで決められた定款、事業規程、事業計画等によって組合が運営されます。

### 「理事」は、

組合員から選ばれます。理事のうち1人を組合長として代表権を与え、比較的軽易な事項についての意思決定は、組合長が行います。しかし、重要なことは理事会で決定しなければなりません。

### 「組合員(農家)」は、

組合員をとおして農業共済事業の実施、運営に参加します。

### 「監事」は、

組合の財務会計および業務執行の状況を監査し、組合の業務が適正かつ合理的に行われているかどうかを監視し、必要があれば是正の措置をとることができます。

### 「共済部長」は、

農業共済組合の協力機関として、集落またはこれに準ずる地区ごとにお願いしています。共済部長は、組合長が理事会の承認を得て委嘱します。農業の多様化とともに、農業共済事業の種類も、補償内容も充実してきました。このようなことから、共済部長の任務はますます重要なものになっています。

### 「損害評価員」は、

農家から被害申告のあった耕地や樹園地の調査(検見)を行う役割などをお願いしています。組合長が理事会の承認を得て任命します。

### 「損害評価会委員」は、

損害防止や損害の認定に関する重要事項について調査審議します。被害申告のあった耕地、樹園地の抜取調査も行います。組合長が総代会の承認を得て任命します。

# 農作物共済

## 加入できるのは

水稻、麦です。水稻および麦の耕作面積の合計が10a以上であることが加入要件です。加入は、耕作する全ての耕地を加入しなければなりません。

## 共済責任期間は

本田移植期(水稻直播、麦は発芽期)から収穫までです。

## 引受方式は

一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式、品質方式、災害収入共済方式

※全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式の選択については、加入要件があり、JAへの出荷実績が把握できる場合に限ります。

## 対象となる災害は

### 一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式

風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因(地震や噴火を含む)による災害、火災、病虫害および鳥獣害(ただし、葉害等人为的な灾害は含みません)。

### 品質方式、災害収入共済方式

水稻の品質方式と麦の災害収入共済方式に関しては、上記災害による水稻または麦の減収に加え、品質の低下を伴う生産金額の減少が対象になります。

## 共済金額は

### 一筆方式

$$\text{kg当たり}^{\circledast 1} \times \text{耕地ごとの基準収穫量} \times \text{補償割合}$$

### 半相殺方式

$$\text{kg当たり}^{\circledast 1} \times \text{耕地ごとの基準収穫量の合計} \times \text{補償割合}$$

### 全相殺方式

$$\text{kg当たり}^{\circledast 1} \times \text{耕地ごとの基準収穫量の合計} \times \text{補償割合}$$

### 地域インデックス方式

$$\text{kg当たり}^{\circledast 1} \times \text{統計単位地域ごとの基準収穫量の合計} \times \text{補償割合}$$

### 品質方式、災害収入共済方式

$$\text{基準生産金額}^{\circledast 2} \times \text{補償割合}$$

※1 kg当たり共済金額は、前年度の米価、麦価を基準として、毎年農林水産大臣が定める金額のうちから、組合員が選択して定めます。

※2 基準生産金額は、その年の天候を平年並みとし、肥培管理も普通一般並みに行われたとして得られる平年の生産金額です。



## 共済掛金は

$$\text{共済金額} \times \text{共済掛金率} - \text{国の負担分}$$

で算出します。

共済掛金は国と組合員で負担し、国がおおむね5割を負担します。種類ごと、品種ごと、組合員ごとに決められます(危険段階別共済掛金率適用)。

## 共済金の支払いは

### 一筆方式

耕地一筆ごとに基準収穫量(平年の収量)を定め、その3割(または4割、5割)を超える減収があったとき、一筆ごとに共済金を支払います。

$$\text{共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

### 半相殺方式

組合員ごとの減収量が組合員の基準収穫量の2割(または3割、4割)を超える減収があったときに、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

### 全相殺方式

組合員ごとの減収量が組合員の基準収穫量の1割(または2割、3割)を超える減収があったときに、共済金を支払います。JAへの出荷実績等により数量調査を行います。

$$\text{共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

### 地域インデックス方式

組合員ごとに基準収穫量(市町の過去5カ年の統計単収の中庸3カ年平均)を定め、当年の統計単収が基準収穫量の1割(または2割、3割)を超える減収があったときに、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = \text{kg当たり}^{\circledast 1} \times \text{耕地ごとの基準収穫量} \times \text{補償割合}$$

### 品質方式、災害収入共済方式

基準生産金額を定め、その2割(または3割、4割)を超える減収があったときに、共済金を支払います。

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \text{共済限度額}$$

※共済限度額は、基準生産金額×9割(または8割、7割)です。

※「一筆半損特約」

一筆方式以外の引受方式において、収穫量が50%以上減収した圃場がある場合、坪刈り等を要さず50%減収と評価して支払う特約もあります。

# 家畜共済

## 加入できるのは

包括共済(下記より個別共済を除いたもの)では、加入資格があるものは全頭加入しなければなりません。ただし牛等の加入は農家の選択です。[子牛等=出生後第4月の末日を経過しない牛や胎児(その母牛に対する授精または受精卵移植後240日以上に達したもの)]



## 共済責任期間は

共済掛金を払い込んだ日の翌日から1年間です。  
(群単位肉豚は出生後第8月の末日まで)

## 共済金額は

### 死亡廃用共済

共済価額の2割から8割(肉豚は4割から8割)の間に農家が選択した補償割合(付保割合)により算出します。  
※共済価額は、家畜の種類ごとに農家が飼っている家畜の評価額を合計したものです。

### 疾病傷害共済

病傷共済金支払限度額を超えない範囲内で農家が申し出た金額が共済金額です。  
※病傷共済金支払限度額  
=期首の引受価額×病傷共済金支払限度率  
(国より示されます。)

## 共済掛金は

$$\text{共済金額} \times \text{共済掛金率} - \text{国の負担分}$$

で算出します。

過去3年間の損害率によって、農家ごとに共済掛金率が異なる危険段階別共済掛金率を採用しています。

$$\text{損害率} = \frac{\text{支払共済金}}{\text{共済掛金}}$$

## 共済金の支払いは

### 死亡廃用共済

以下の算式により支払限度額まで共済金を支払います。

$$\text{共済金} = (\text{事故家畜の価額} - \text{残存物価額}^{\circledast 1}) \times \text{付保割合}$$

※1 残存物価額が基準額を下回った場合は基準額を用いています。

$$\text{基準額} = \text{枝肉重量} \times \text{基準単価}^{\circledast 2} - \text{処理経費}$$

※2 食肉市場における前年の枝肉取引価額の平均より算定します。

### 疾病傷害共済

共済金額を限度とし、次の式①と式②で算定される額のいずれか低い額を損害の額とし、共済金として支払います。

①家畜共済診療点数 × 1点の価額 × 90/100

②診療その他の行為により農家が負担した費用 × 90/100

2. 疾病傷害共済	
①乳用牛	搾乳牛と胎児以外の育成乳牛
②肉用牛	繁殖用雌牛と胎児以外の育成・肥育牛
③一般馬	繁殖用雌馬と育成・肥育馬
④種豚	
⑤個別共済	



# 園芸施設共済

## 加入できるのは

### [共済目的]

- 特定園芸施設…農作物を栽培するためのガラス室、プラスチックハウス、雨よけ施設、多目的ネットハウスなど
- 附帯施設…暖房機、かん水施設など
- 施設内農作物…施設内で栽培される野菜、花き等の農作物
- 撤去費用…自然災害などで損壊した場合に発生する廃材の片付けや解体作業などの費用
- 復旧費用…施設本体や附帯施設を復旧するために要する費用

## 施設内農作物の種類

葉菜類	ネギ、グリーンアスパラガス、パセリなど
果菜類	イチゴ、キュウリ、トマト、ミニトマトなど
花き類	菊、カーネーション、バラ、マーガレットなど

## 共済責任期間は

- 掛金の払い込まれた日の翌日から開始します。共済責任期間は、1年間です。ただし、次に掲げる場合には、共済責任期間を1月以上1年未満とします。
- 共済責任期間の始期または終期を統一する場合
  - 当該特定園芸施設の設置期間が周年でない場合

## 対象となる災害は

- 風水害、ひょう害、その他気象上の原因(地震や噴火を含む)による災害
- 火災、破裂、爆発、航空機の墜落や接触、航空機からの物体の落下
- 車両やその積載物の衝突、接触
- 病虫害<sup>\*</sup>並びに鳥獣害
- ※病虫害事故除外方式を選択した場合は、病虫害の被害は対象となりません。

## 共済金額は

- 共済金額は、特定園芸施設ごとに共済価額の40%から80%の範囲内で組合員が申し出した金額とします。
- 園芸施設共済の共済金額は、共済事故によって生じた損害に関して共済金が支払われた場合でも、同一責任期間中は減額しません。



## 共済掛金は

特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、撤去費用額、復旧費用額ごとに、被覆期間・未被覆期間別に算出し、その合計額とします。

### ○計算式

#### 施設内農作物以外の場合

$$\begin{aligned} \text{それぞれの} & \times \text{被覆期間の当該掛金率} \times \text{被覆期間割合} \\ \text{共済金額} & \quad \times \text{未被覆期間の当該掛金率} \times \text{未被覆期間割合} \end{aligned}$$

#### 施設内農作物の場合

$$\text{共済金額} \times \text{被覆期間の当該掛金率} \times \text{被覆期間割合}$$

#### ○共済掛金の国庫負担

共済掛金は国と組合員で負担し、国が5割を負担します。ただし、復旧費用に係る掛金に関しては、国庫負担はありません。

#### ○共済掛金率

共済掛金率は、それぞれの共済目的ごとに決められます(危険段階別共済掛金率適用)。

#### ◆集団加入による共済掛金の割引措置 → 割引率5%

- ①生産者部会等において園芸施設共済等へ加入する旨を取り決めます。
- ②生産者部会等とNOSAIにおいて園芸施設共済の一斉加入の協定を締結します。
- ③一斉加入受付より加入率が増加し、加入割合が8割を超えることが条件となります。

#### ◆一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置

上記の条件を満たした部会等(団体)の加入者の事務費賦課金を割引します。

- ①10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 割引率20%
- ②5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 割引率10%

#### ◆補強した特定園芸施設の共済掛金の割引措置 → 割引率15%

プラスチックハウスⅡ類(パイプハウス)のうち、主要骨材のパイプの太さがφ31.8mm以上の施設または同等の補強をした施設の共済掛金を割引きます。

## 共済金の支払いは

特定園芸施設等ごとに、損害額が次に掲げる金額から小損害不てん補の基準額を超える場合に共済金を支払います。

#### ○小損害不てん補の基準額

- ・3万円(または共済価額の5%)
- ・10万円・20万円・50万円・100万円

$$\text{共済金} = \text{損害額}^* \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

#### ※損害額=

$$\left( \text{特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物} \right) - \left( \text{撤去費用額・復旧費用額の被害額} + \text{賠償金等} \right)$$

$$\text{共済金} = \text{領収書または請求書の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

※事故の都度、施設が復元されている場合に限り、責任期間中に何回事故が起きた場合でも共済金が支払われます。

# 建物共済

## 加入できるのは

組合の区域内に住所があり、農業に從事する方の建物やその建物に収容されている家具類または農機具などです。引受の単位は1棟ごとです。

## 共済責任期間は

共済掛金を払い込んだ日(または申し出により共済証券に記載の日)の午後4時から1年間です。

## 共済の種類は

「火災共済」と「総合共済」の2種類があります。

## 共済金額は

家具類等も含めて建物1棟当たり火災共済は6,000万円、総合共済は4,000万円まで加入することができます。

## 共済掛金は

共済掛金は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などで決まります。

## 共済金を支払う事故は

### ● 火災共済…

火災、落雷、破裂、爆発、建物内外部からの物体の衝突(風水害等自然災害に起因するものは除く)、給排水設備に生じた破裂など偶然性のある事故による水ぬれ損、盗難によって生じたき損・汚損、騒乱に伴う破壊行為による損害です。(これらの事故を総称して「火災等の事故」といいます。)

### ● 総合共済…

上記の火災共済に掲げる「火災等の事故」に加えて、風水害や地震などの自然災害による損害です。

## 費用共済金のお支払い

共済金のお支払いの際には、事故の状況により下記の各種費用共済金が加算されて支払われます。

- 残存物取片付け費用共済金\*
- 特別費用共済金\*
- 損害防止費用共済金\*
- 地震火災費用共済金(火災共済のみ)
- 失火見舞費用共済金
- 水道管凍結修理費用共済金

\*地震等による損害を除きます。



## 共済金の支払いは

### 損害共済金のお支払い

共済金は、共済価額と共済金額の加入割合に応じて支払われます。

◆共済金額を限度に損害共済金が支払われます。

### 火災共済、総合共済【火災等の事故の場合】

共済金額が共済価額の80%以上のとき	共済金額が共済価額の80%未満のとき
損害共済金 = 損害額	損害共済金 = 損害額 × 共済価額

### 総合共済【自然災害による事故(地震等を除く)の場合】

損害の額が共済価額の80%以上のとき	損害の額が共済価額の80%未満のとき
損害共済金 = 損害額 × 共済価額	損害共済金 = (損害額 - 共済価額の5%に相当する額または10,000円低い額) × 共済価額

### 総合共済【地震等による事故の場合】

損害共済金 = 損害額 × 共済金額×50% 共済価額
*損害額は、建物に係る損害(建物の損害割合が5%以上になった場合に限ります)の額と家具類や農機具に係る損害(家具類や農機具の損害割合が70%以上になった場合または家具類や農機具を収容する建物の損害割合が70%以上となった場合に限ります)の額の合計額です。

\*建物や家具類等の価値を超えた契約の場合には、共済金を減額してお支払うことになります。

NOSAIと他の保険の支払額の合計が損害額を超える場合は、損害額を上限とし、それより加入割合により損害共済金をお支払いすることになります。

### 臨時費用担保特約付に加入の場合

- 損害に伴い生じた臨時の費用として損害共済金に加入者が選択した給付割合を乗じた額をお支払いします。

(1棟250万円限度)

- 死亡・後遺傷害共済金として1名ごとに共済金額の30%(1事故1名ごとに200万円を限度)をお支払いします。(自然災害に起因するものは除きます。)



組合員の鳥獣害・病虫害による農作物等に係る被害の軽減と農家経営の安定、また地域農業の維持振興を目的に、毎年損害防止事業に取り組んでいます。今年度も引き続き支援しますのでぜひ、ご活用ください。

事業の種類	交付基準、交付金額、貸出規定
<b>1.獣害防護器具購入助成</b>	
(1)獣害防止対策助成額	
①電気柵等の設置助成	本体と付属機器の購入価格の3分の1以内とし、補助金限度額は、組合員等当たり40,000円 ※付属機器のみの購入も助成対象
②ネット等の設置助成	獣害防除ネット代金の3分の1以内とし、補助金限度額は、組合員等当たり40,000円 (ただし、対象は獣害に限る)
③金網柵等の設置助成	購入価格の3分の1以内とし、補助金限度額は、組合員等当たり40,000円
(2)地域で鳥獣害防止対策に取り組む場合の助成額	
組合員等3名以上の場合で、地域を一体的に「ネット等」、「電気・金網柵」で整備する場合、(1)に準じる 補助金限度額は、一事業当たり100,000円 国または県の補助対象事業は除く ※ただし、設置助成は、市町等補助事業との関連から、各支所で助成単価を設定することとする	
<b>2.捕獲用箱わな、電子防鳥器購入費助成</b>	1台当たり代金15,000円または購入金額の3分の1を限度とし、どちらか低い金額 補助台数は、組合員等当たり2台以内
<b>3.損害防止機(器)具貸出</b>	
①イノシシ捕獲用箱わな貸出	
②電子防鳥器貸出	貸出条件は、別に定める貸出規定に基づき実施する
③防除機具貸出	
④水田溝切機貸出	
⑤種子温湯消毒機利用	利用申込みを行う。(利用前日までに申し込み必要)
<b>4.わな猟、第一種銃猟狩猟者登録経費助成</b>	わな猟(箱わなくくりわな)、第一種銃猟を行う狩猟者の登録時に必要な狩猟税の2分の1を助成(ただし、有害鳥獣捕獲許可登録者に限る)

○事業の実施は、年度ごとに予算の範囲内で実施することとします。

○助成金は年末(上半期12月)、年度末(下半期3月)の2期にてお支払いします。

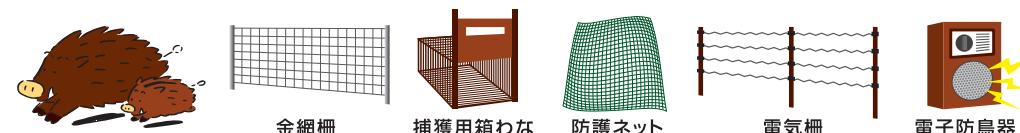
○損害防止事業の申請や経費助成を受ける方は、最寄りの支所まで申請書と見積書を提出の上、お申し込みください。

○その他、県内共通貸し出し器具として自走セット動噴1台を支所に設置しています。

(他の貸し出し器具に関しては支所にお問い合わせください。)

○お申込みは、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済事業、収入保険事業の組合員(収入保険加入者)や構成員とそのご家族の方で、それぞれの共済事業等に関して鳥獣害被害を防止することを目的としていることが条件となります。(ただし、自家野菜などは対象になりません)

### 以下の防護器具購入費用の一部を助成します。



<b>本 所</b>	〒761-8083 高松市三名町東原5-6	TEL 087-888-2121 FAX 087-888-3031
	URL <a href="http://nosai-kagawa.jp">http://nosai-kagawa.jp</a>	E-mail <a href="mailto:kikaku@nosai-kagawa.jp">kikaku@nosai-kagawa.jp</a>
収入保険課	E-mail <a href="mailto:syunyu@nosai-kagawa.jp">syunyu@nosai-kagawa.jp</a>	
<b>東 部 支 所</b>	〒761-0904 さぬき市大川町田面王子1-2	TEL 0879-43-4121 FAX 0879-43-4123 E-mail <a href="mailto:toubu@nosai-kagawa.jp">toubu@nosai-kagawa.jp</a>
<b>高 松 支 所</b>	〒761-8083 高松市三名町東原5-6	TEL 087-888-1146 FAX 087-888-1149 E-mail <a href="mailto:takamatu@nosai-kagawa.jp">takamatu@nosai-kagawa.jp</a>
<b>小 豆 支 所</b>	〒761-4102 小豆郡土庄町大木戸沖甲5165-169	TEL 0879-62-0694 FAX 0879-62-9005 E-mail <a href="mailto:syozu@nosai-kagawa.jp">syozu@nosai-kagawa.jp</a>
<b>中 讚 支 所</b>	〒762-0025 坂出市川津町金山1825-4	TEL 0877-46-1211 FAX 0877-46-1259 E-mail <a href="mailto:chusan@nosai-kagawa.jp">chusan@nosai-kagawa.jp</a>
<b>仲 多 度 支 所</b>	〒765-0040 善通寺市与北町山下110	TEL 0877-62-5970 FAX 0877-62-5691 E-mail <a href="mailto:nakatado@nosai-kagawa.jp">nakatado@nosai-kagawa.jp</a>
<b>三 豊 支 所</b>	〒768-0022 観音寺市本大町本村道東1378-3	TEL 0875-25-2482 FAX 0875-25-5149 E-mail <a href="mailto:mitoyo@nosai-kagawa.jp">mitoyo@nosai-kagawa.jp</a>
<b>東部家畜診療所</b>	〒761-0904 さぬき市大川町田面王子1-6	TEL 0879-43-4676 FAX 0879-43-4612
<b>中央家畜診療所</b>	〒761-8083 高松市三名町東原5-6	TEL 087-889-0473 FAX 087-889-0476
<b>小豆出張所</b>	〒761-4102 小豆郡土庄町大木戸沖甲5165-169	TEL 0879-62-6122 FAX 0879-62-9005
<b>中部家畜診療所</b>	〒761-2401 丸亀市綾歌町岡田上重永1596	TEL 0877-86-5210 FAX 0877-86-5222
<b>三豊家畜診療所</b>	〒768-0022 観音寺市本大町本村道東1378-12	TEL 0875-25-2927 FAX 0875-25-2835

